

# 高校野球特待生制度に関する一考察

## A Study of the System of Tuition Exemption for Honor Students of High-school Baseball

1J00C182-1

西原 巖

指導教員

主査 宮内孝知先生

副査 葛西順一先生

### I 研究の動機・目的

2007年は日本高校野球界にとって、激動の1年であった。裏金問題発覚から特待生問題に至るまで、これまで人気の影に埋もれ、クローズアップされてこなかった問題が次々と露呈した。

私は、高校、大学と応援部員として、身近に野球部を応援し続けてきたが、選手たちの真摯にボールを追い、バットを振り、走り続ける姿は、熱く心打たれるものである。私は、今回の一連の問題の中で、高校球児が一方的に責任を取らされ、犠牲になっている姿を見て、黙ってはいられなかった。高校野球をブランドとしてビジネスに利用し、その恩恵を受けている大人の責任も問われるべきである。

本研究では、現在の高校野球における特待生制度についての問題点を明らかにし、現状に即した制度のあり方を提案することによって、高校球児が青春を謳歌し、思い切り野球に取り組み、その努力が報われることを切に願うと共に、高校野球界の健全な発展に資することを目的とする。

### II 各章の要約

#### 【第1章】問題の所在

一連の特待生問題は、野球の優秀な生徒に対する特待生制度が日本学生野球憲章13条に抵触するとされたことによるものである。問題は、50年以上前に制定された憲章を一回も見直すことなく、高野連がその規定を突然適用し、特待生制度を設けていた高校の野球部に処分を下したことである。高校野球に特待生制度が存在するという事は、一般的に認識されていたことであり、高野連も認識していたはずであるのに、今日まで有効な対応がなされることなくその状況が放置され続けてきた。

日本学生野球憲章が制定された背景には、その人気の過熱による行き過ぎとそれを抑制しようという歴史があった。明治末期、一般の野球熱が高まり、応援団の行き過ぎを引き起こし、早慶戦が中止となった。そこで、東京朝日新聞社は「野球と其害毒」という記事を載せ、野球の是非について大きな論争を巻き起こした。昭和初期には、中等野球と六大学野球の人気の影響で、野球を経営に利用し、勝つために手段を選ばないという弊害が起こってきた。ある程度の統制が必要との声が高まり、文部省により発令されたのが「野球統制令」である。日本学生野球憲章は、この野球統制令の趣旨を引き継ぐ形で制定されている。

#### 【第2章】高校野球特待生問題の経過

特待生問題の発端は西武ライオンズによる裏金問題である。その聞き取り調査の中で特待生制度の存在が明るみとなった。高野連が全加盟校を対象に行った実態調査によると、全国で376校、7971人の部員が日本学生野球憲章に抵触するとされた特待生制度を利用していたことが発覚した。高野連は、特待生については、優遇措置の解約を求め、実施校の処分については、管理責任のある野球部長を退任させ、当該部員の5月中の対外試合参加を学校長の指導で差し止めるとする処分を下した。その後、全国で特待生制度を容認すべきとの声が広まり、高野連は特待生問題について幅広く意見を求める第三者機関として各界の専門家で構成する「特待生問題有識者会議」の設置を正式に決めた。

#### 【第3章】特待生問題有識者会議の動向

特待生問題有識者会議は、6回に渡る議論の末、条件付で特待生制度を容認することが相当であるとの最終答申を発表した。特待生制度を認めるにあたっての条件として、特待生制度を定め、募集要項等でこれを一般に公開し、免除内容は入学金や授業料の減免だけにとどめるとした。特待生として採用する基準は、学業が一般生徒と同水準であること、品行方正であることとし、手続は、中学校長の推薦書があることとした。特待生として採用する人数を定めるにあたっては、各学年5名以下が望ましいとするガイドラインを示し、平成21年度から3年間の暫定措置とした。

高野連は、有識者会議最終答申の内容を受け入れ、日本学生野球憲章の見直しも検討する方針を示した。

#### 【第4章】まとめ

現在の教育では、子どもの才能をいかに伸ばしていくかということが重要であり、野球の才能のある子どもに対して、積極的に能力を発揮できるような環境を提供していくことが重要なのではないかな。

特待生制度は、高野連のためでもなく、学校のためでもなく、子どもたちのためのものでなくてはならない。高野連も学校も教育という目的をもって存在しているはずである。その原点を忘れ、利益や権力の追求に陥り、子ども達の夢や目標が壊されることがあってはならない。教育的観点から議論を深め、改善を重ねていけば、より良い制度のあり方が見えてくるのではないだろうか。